

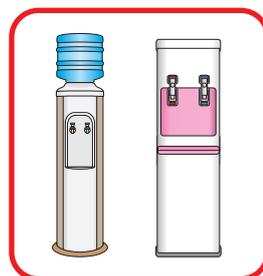
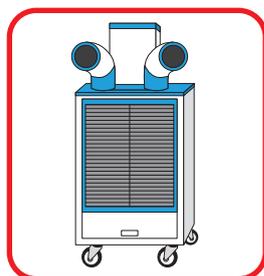
回覧

フロン類を使用している 家電製品の処分方法について

フロン類を使用している家電製品等は、そのままでは環境衛生センターでは処分できません

対象品

空気清浄機（除湿機能付）、除湿器、冷風扇、ウォーターサーバーの一部など
※エアコンや冷蔵庫・冷凍庫は家電リサイクル法対象品になりますので、処分方法が異なります。



フロン類使用製品（対象品）の見分け方

機器の側面・背面等に貼ってある**銘板**（機器の名称や型式が記載されているシール）や**取扱説明書**の**機器仕様書欄**等をご確認ください。フロン類が使用されている製品には以下のような記載があります

- 冷媒ガス ●フロンガス
- R-12、R-134a、R-22等
（Rで始まるもの）
- HFC-134a ●HCFC-22
- CFC-12

といった表記があるものはフロン類が含まれています

※製造年によってはフロン類が使用されていても記載のないものがあります。
判断が難しい場合は、製造業者にお問い合わせください。

除湿器

形名

〇〇〇〇〇〇

定格電圧	100V
定格周波数	50/60Hz
電動機の定格消費電力	240/250W

製造番号

種 類	B形
定格除湿能力	9.0/10.0L/日
定格電圧	100V
定格周波数	50/60Hz
定格消費電力	240/250W
圧縮機出力	150W
冷 媒 名	HFC-134a
冷 媒 封 入 量	0.165kg
総 質 量	9.7kg

〇〇〇〇年製

銘板の例

処分方法

- ◆ 製造業者や販売店に処分方法を問い合わせる。
- ◆ 一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。（有料：ごみ処理手数料＋収集運搬費）
- ◆ 登録を受けたフロン類充填回収業者*1でフロン類を回収し、引取証明書*2の写しを貼付したうえで、粗大ごみ（20kg、180cmを超えないもの）として集積所に出すか、ごみ処理場に搬入（有料）する。

*1 回収業者については、長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課までお問い合わせください。

*2 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン類は強力な温室効果ガスです！地球温暖化の防止やオゾン層保護のため、適正に処分する必要があります

【発行】長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課 ☎0475(23)4944